

(表1)「消えた年金」問題の実態と問題点

2007年6月7日 加藤敏幸事務所

項 目	件 数	備 考・問 題 点
コンピューター未登録記録	1,430万件	1942年から1954年までの旧式の手書き原簿の納付記録。年金支給に結びつかない可能性が高い。
年金支給に結びつかない 保険料納付記録	50,951,103 厚生年金 39,661,821 国民年金 11,289,282	平成9年の基礎年金導入の際に、基礎年金番号に付番・統合されずに宙に浮いている年金手帳番号の総数。各公的年金併せて3億件あった年金番号が順次1人の番号に統合されていったが、現在、約5,000千万件が残っている。
うち受給者で存命者の数 厚年 60歳～79歳 国年 65歳～79歳	18,667,317 厚生年金 14,999,655 国民年金 3,667,662	宙に浮いた年金記録のうち、受給年齢に達しているものは約2880万件。このうち1867万件は存命中と推定され、給付不足が生じている可能性が高い。一日も早く記録を訂正して不足分の年金を支給していく必要がある。
うち生年月日が不明なもの	301,841	基礎年金番号への統合作業は、氏名・性別・生年月日の三つの情報を付き合わせて行われるが、生年月日の不明な壊れたデータだけでも30万件もある。
記録が訂正されたもの	84	保険料納付記録がなかったが、本人が領収証をもって訂正を申請し、納付記録が訂正された件数。(対象期間:平成18年8月21日～12月28日)
うち、社保庁や市町村の資料に記録があったもの	29	加入者が領収証をもっていたため訂正されたが、社保庁があらためて調査した結果、社保庁や市町村に加入記録が発見された件数。基礎年金導入時におけるコンピューター登録のミスと思われる。
納付記録の訂正申請で却下されたもの	20,635	年金相談に行った215万人のうち、社保庁のコンピューターにも記録がなく、また本人も領収証などを持っておらず、納付記録が確認できないために、訂正申請が却下された件数。(対象期間:平成18年8月21日～3月30日)
うち、一部の記録があったもの	3,197	17,438名は記録や領収証がなく訂正申請が却下されたが、3,197人は一部の記録が残っていたにも拘わらず、訂正が認められなかった。
ミスが分かり、受給額が途中で変更になったもの	218,474	社保庁のミスが判明し、受給中に受給額が変更になった人。しかし、5年の時効のために、不払いとなった年金額は約950億円と推計されている。 (対象期間:平成13年4月1日～19年2月28日)